

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>道路交通法第97条第1項第1号及び第3号の規定に基づく仮運転免許試験に付随する業務について、同法第99条第1項に規定する指定自動車教習所入所者を対象に、同法第108条の規定に基づき委託するもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情の説明</p> <p>本契約の目的は、運転免許試験のうち指定自動車教習所の入所者を対象に仮運転免許試験に付随する業務を委託するものである。          受験者（県民）にとって、都合の良い時、都合の良い場所で試験を受けられるようにする（利便性）ことが必要である。          この「県民の利便性」を図るためには、県内で受験できる場所を少しでも多くすることが必要である。          競争入札に付した場合、受験できる場所が限られる、交通の便が悪い、受験者が多数となり混雑する、都合の良い時や良い場所で受験できないなど「県民の利便性の確保」が図れない。          このため、競争入札には適さないものである。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>道路交通法施行規則第31条の4の2に規定する、仮運転免許試験業務を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると岐阜県公安委員会が認めた20者24校の指定自動車教習所である。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。

別紙

仮免許試験業務委託先一覧表

一般財団法人 岐阜県交通安全協会 会長 田口 隆男  
株式会社那加自動車教習場 代表取締役 小島 聡太郎  
中部産業株式会社 代表取締役 山口 崇伸  
株式会社GMD 代表取締役 関戸 篤  
株式会社 大原自動車学校 代表取締役 若尾 将成  
株式会社 西濃自動車学校 代表取締役 高木 朋哉  
加茂自動車株式会社 代表取締役 鈴木 登  
株式会社 岐阜東自動車学校 代表取締役 村上 宜隆  
岐阜県関自動車学校株式会社 代表取締役 小野 新太郎  
学校法人聖徳学園 理事長 杉山 元彦  
株式会社 日新 代表取締役 清水 幸平  
株式会社 信州ジャパン 代表取締役 吉村 充司  
有限会社 東海第一自動車学校 代表取締役 鈴木 登  
有限会社 日本ライン自動車学校 代表取締役 鈴木 登  
日東興産株式会社 代表取締役 豊田 正彦  
株式会社 マジオDS東海大垣事業所 マジオドライバースクール大垣校 取締役 中西 知行  
株式会社大垣自動車学校 代表取締役 岡田 正昭  
株式会社土岐自動車学校 代表取締役 石田 和夫  
株式会社中濃自動車学校 代表取締役 伊佐地 洋平  
株式会社 可児自動車学校 代表取締役 坂崎 雄介